

新型コロナウイルス感染症に関連して

—不当な差別・偏見をなくしましょう—



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我々の日常の暮らしの身近でいわれなき差別や偏見が発生し大きな問題となっています。感染者・濃厚接触者・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決して許されません。誰しもが感染者・濃厚接触者になる可能性があります。

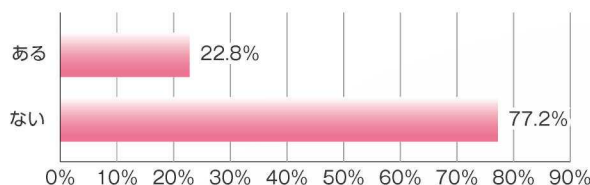
公的機関の提供する正確な情報を入手し、自分や家族がそのような立場に置かれた時にどのような気持ちになるかしっかり考えて行動しましょう。

滋賀県内の新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題等について

「滋賀県広報課実施のしがwebアンケート調査 令和2年5月分」の結果（抜粋）

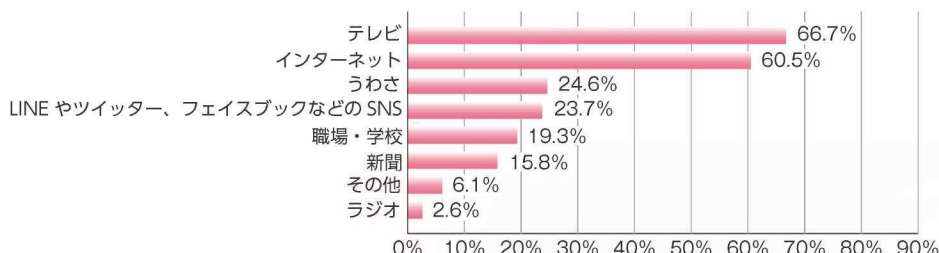
Q1

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、帰国者、外国人など（いずれもその家族を含む）への不当な差別や誹謗中傷、いじめ等を見聞きしたことがありますか。



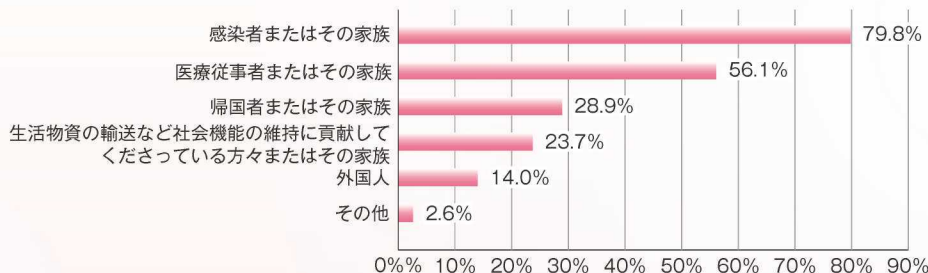
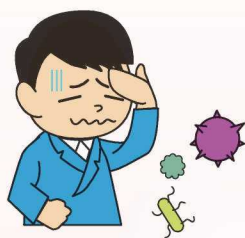
Q2

前問で「ある」とお答えの方にお伺いします。どこで見聞きしましたか。（いくつでも）



Q3

先ほど「ある」とお答えの方にお伺いします。誰に対する人権侵害でしたか。（いくつでも）



上記アンケート調査の結果、滋賀県内においても新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害が発生していることが明らかになりました。それは、「テレビ」「インターネット」「うわさ」の順番で不当な差別や誹謗中傷、いじめ等を見聞きしたという回答であり、「感染者またはその家族」「医療従事者またはその家族」に対する人権侵害の順番でした。

多くの新型コロナウイルス感染症に関連する差別事例について

新型コロナウイルス感染症について、医療従事者やその家族に対し、日常生活に必要なサービスの提供拒否、保育園等への登園・行事への参加拒否等の差別が全国で多数発生しています。

感染者が利用した施設や、クラスターが発生した店舗・施設においても風評被害や問い合わせに苦慮する事例も多数ありました。

さらに、県外在住者・県外ナンバー車所有者等に対しても、いやがらせ・差別言動、サービスの利用拒否、いじめ等が確認されています。

インターネット上では、実名や写真が拡散され、感染者や関係者が偏見・差別を受けた事例が発生し、また、事実とは異なる情報が流れ、風評被害により営業継続が困難となる店舗・施設が発生する事例もあります。

感染事実がないに関わらず、行動歴等によって差別を受けた事例や外国人等を対象とした差別などの事例も発生しています。

このように、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が全国で発生しています。感染した方やその家族、海外から帰国者、外国人、医療従事者などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などを行うことは決して許されません。

不確かな情報に惑わされずに、公的機関の提供する正確な情報を入手して、冷静な行動に努めることが大切。

感染症にかかる情報の公表等について

感染予防に必要な情報は公表しつつ、差別や風評被害につながらないように配慮することが必要です。
滋賀県の公表に関する基本的な考え方の例は以下の通りです。

公表の考え方

- 勤務先や学校、利用施設等の名称は原則非公表
- 行動歴は、本人や他者に感染する（させる）可能性があると思われる行動に絞って公表
- 10歳未満の性別は非公表、100歳以上の年齢は90歳代と同じ区分「90歳以上」で公表
- 個別の発生例と紐づけすることなく、感染拡大防止に必要な情報をわかりやすく周知するため、流行曲線や感染経路の割合、年齢群別症状等をグラフであらわし、日報・週報をホームページに掲載

課題等

- 感染拡大防止に必要と判断される情報は公表しているが、より詳細な情報を求める声がある。
- 情報を公表しないことにより問題が発生することもある。
（例）利用施設名を非公表とした結果、周囲の同業施設等に風評被害が発生
- こうした背景には、感染への恐れや不安が考えられる。

皆さんの安心につながるよう、検査や医療体制等に関する情報を含め、必要な情報発信に努めるとともに、感染者等を社会全体で支える意識づくりが必要です。

また、的確な感染情報に加え、「どのように感染するのか」「感染を予防するためにどのようなことに注意すればよいのか」「誰もが感染する可能性のある疾病であること」など、正しい知識と認識の発信・周知が必要です。

滋賀県の啓発 コンセプト

1. 感染者等の公表内容を十分精査し、人権侵害や風評被害につながらないように配慮する
2. 正しい認識を周知し、理解を深めていただく
3. 自分事ととらえ、自らの気付きや行動に繋げていただく
4. 様々な媒体を活用し、幅広い層に行き届く啓発
5. 具体的な人権侵害の事例を踏まえた啓発
6. 「何々してはいけない」から「何々をしよう」という啓発



今、私たちにできること

繰り返される人権侵害

感染症による人権侵害が起こるのは、今回が初めてのことでありません。日本には、過去にハンセン病患者が強制的に隔離され、患者本人やその家族に対する様々な差別が行われたという事実があります。また、他にもエイズ患者・HIV感染者、肝炎患者などに対して、不確かな知識や誤解による差別や偏見が今なお存在します。

現在起こっている新型コロナウイルス感染症による様々な人権侵害は、このような感染症に関わる差別などの問題が繰り返されているものであると言えます。そして、今、私たち一人ひとりの意識や行動が変わらない限り、差別や偏見によって悲しい思いをする人がなくなるのではないのでしょうか。

思いやりと敬意をもって行動しよう

私たちが本当に恐れなければならないのはウイルスそのものであり、感染者などの特定の「誰か」ではありません。

まずは、不安や恐れをコントロールすることに心を向けてみましょう。自分自身の状況を客観的にとらえて、今、自分にできることは何かを問いかけるとともに、「誰か」に対する言葉や行動として本当にふさわしいものは何か、冷静に考えてみてください。

今は様々な人が、それぞれの立場でウイルスに立ち向かっています。大切な命を守るためにも、不確かな情報に惑わされることなく、相手のことを思いやる気持ちをもって行動していきましょう。

「新型コロナ人権相談ほっとライン」について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者およびその家族、クラスター発生施設への嫌がらせや誹謗中傷、人権侵害が発生しています。

感染者等への差別は絶対に許されないものであることから、令和2年9月に新型コロナウイルス感染症人権侵害専門相談窓口「新型コロナ人権相談ほっとライン」が開設されました。

もし、新型コロナウイルス感染症を原因とした人権侵害を受け、お困りの場合は、下記相談窓口にお電話ください。



新型コロナ人権相談ほっとライン
077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。
ひとりがかかえないでお電話ください。(相談無料、通話料有料)。
受付日時：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時
相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター
インターネット受付：<https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>
※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を適用し、支援につなげていきます。
※弁護士相談も毎月第3本曜日に行っています(予約必要)。
※相談で得た個人情報をお互いに使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりで悩まずに電話してね
公益財団法人滋賀県人権センター 人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801 大津市にの浜西丁目1番14号
相談日(電話・面談相談)：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時
※弁護士相談も毎月第3本曜日におこなっています(予約必要)

○窓口名称：「新型コロナ人権相談ほっとライン」

○対 象：新型コロナウイルス感染症を原因とした人権侵害を受けた方

○相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

○相談方法：電話・FAXまたは面談(面談は事前予約が必要です)

※インターネットで相談の受付を公益財団法人滋賀県人権センターのホームページ上で
行っています。下記URLをご参考ください。

<https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>

○相談先：電話・FAX **077-523-7700**



法務省・人権擁護機関では、様々な人権問題
についての相談を受け付けています。

〈相談窓口〉

●ナビダイヤル「みんなの人権110番」

※最寄りの法務局または支局につながります。

TEL：**0570-003-110**



●インターネット相談窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

●大津地方法務局 人権擁護課 TEL：**077-522-4673**

●(公財)滋賀県人権センター「人権相談室」TEL：**077-527-3885**



出典、参考資料

「新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害への対応について(滋賀県人権施策推進課)」

「広報誌滋賀プラスワン 令和2年(2020年)9・10月号 vol.187」

「しがwebアンケート調査 5月分 滋賀県広報課実施」

令和3(2021)年2月発行